

## 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

### 1. 総則

C o C o（以下「施設」という）は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品等の管理を適正に行い、当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

### 2. 平常時の衛生管理

#### (1) 施設内の衛生管理

環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等について、次の通り定める。

##### ア 環境の整備

施設内の環境の清潔を保つため、以下の事項について徹底する。

- (ア) 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。
- (イ) 使用した雑巾は、こまめに洗淨、乾燥すること。
- (ウ) 床に目視しうる血液、分泌物、排泄物などが付着しているときは、手袋を着用し、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃して乾燥させること。
- (エ) トイレなど、利用者が触れた設備（ドアノブ、取手、手すりなど）は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃して乾燥させること。
- (オ) 玩具・教材は週に1回程度消毒を行うこと。
- (カ) 玩具・教材の消毒は、0.02%（200ppm）次亜塩素酸ナトリウム溶液溶液に10分浸し、最後に水でよく洗い流す。口に入れる玩具は、使用毎に洗淨、消毒をすること。

##### イ 排泄物の処理

排泄物の処理については、以下の2点を徹底すること。

- (ア) 利用者の排泄物・吐しゃ物を処理する際には、手袋やマスクをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭し、消毒すること。
- (イ) 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行うこと。

## ウ 血液・体液の処理

職員への感染を防ぐため、利用者の血液など体液の取り扱いについては、以下の事項を徹底すること。

- (ア) 血液等の汚染物が付着している場合は、手袋を着用してまず清拭除去した上で、適切な消毒液を用いて清拭消毒すること。なお、清拭消毒前に、まず汚染病原体量を極力減少させておくことが清拭消毒の効果を高めることになるので注意すること。
- (イ) 化膿した患部に使ったガーゼなどは、他のごみと別のビニール袋に密封して、直接触れないように感染性廃棄物とし、分別処理をすること。
- (ウ) 手袋、帽子、ガウン、覆布（ドレープ）などは、使い捨て製品を使用し、使用後は、ビニール袋に密封し廃棄する。

## (2) 日常のケアにかかる感染対策

### ア 標準的な予防策

標準的な予防策として、重要項目と徹底すべき具体的な対策については、以下の通りとする。

#### <重要項目>

(ア) 適切な手洗い

(イ) 適切な防護用具の使用

- ① 手袋
- ② マスク

(ウ) 患者（利用者）ケアに使用した機材などの取扱い

- ・ 廃棄物の取り扱い
- ・ 周囲環境対策

(エ) 血液媒介病原対策

#### <具体的な対策>

- ・ 血液・体液・分泌物・排泄物（便）などに触れるときや傷や創傷皮膚に触れるとき  
⇒手袋を着用し、手袋を外したときには、石鹸と流水により手洗いをする
- ・ 血液・体液・分泌物・排泄物（便）などに触れたとき  
⇒手洗いをし、必ず手指消毒をすること
- ・ 血液・体液・分泌物・排泄物（便）などが飛び散り、目、鼻、口を汚染する恐れのあるとき⇒マスク、必要に応じてゴーグルやフェイスマスクを着用すること
- ・ 血液・体液・分泌物・排泄物（便）などで、衣服が汚れる恐れがあるとき  
⇒ガウン覆布・ドレープを着用すること
- ・ 感染性廃棄物の取り扱い⇒分別・保管・処理を適切に行う

## イ 手洗いについて

(ア) 手洗い：汚れがあるときは、普通の石けんと流水で手指を洗浄すること

(イ) 手指消毒：感染している利用者や、感染しやすい状態にある利用者のケアをするときは、洗浄消毒薬で洗うこと

それぞれの具体的方法について、以下のとおりとする。

### ・流水による手洗い

排泄物等の汚染が考えられる場合には、流水による手洗いを行う。

### <手洗いにおける注意事項>

- ①手を洗うときは、時計や指輪をはずす。
- ②爪は短く切っておく。
- ③手洗いが雑になりやすい部位は、注意して洗う。
- ④使い捨てのペーパータオルを使用する。
- ⑤水道栓の開閉は、手首、肘などで行う。
- ⑥水道栓は洗った手で止めるのではなく、手を拭いたペーパータオルで止める。
- ⑦手を完全に乾燥させること。

# 衛生的な手洗い手順

## 感染予防のための手洗い



1 洗浄する部分を流水でぬらします。



2 薬用せっけん、消毒液などを手のひらにとります。手のひらを洗います。



3 手の甲を、手のひらで包むようにして洗います。反対の手も同様にします。



4 指の間をよく洗います。



5 指の全体を洗います。



6 親指を包むようにして洗います。



7 指先と爪を、手のひらにつけてよく洗います。



8 手首の周囲を洗います。



9 流水で洗い流します。

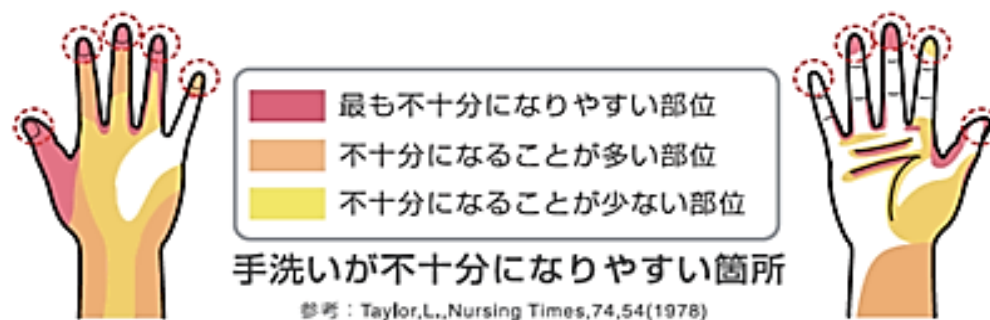


10 ペーパータオル等で、水気をよく拭き取ります。

<手洗いミスの生じやすい部位>

**手洗いが不十分になりやすい箇所**

下の図は手洗いが不十分になりやすい箇所を示したものです。ノロウイルスの大きさは細菌に比べ、1/30～1/100であり、手のしわに深く入り込みます。ウイルスを手指から完全に除去することは困難だからこそ、不十分になりやすい箇所を特に意識して洗うことが大切です。



<禁止すべき手洗い方法>

- ①ベースン法（浸漬法、溜まり水）
- ②共同使用する布タオル

ウ 日常の観察

(ア)登所時・帰宅前の検温

(イ)職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに管理者に知らせること。

<注意すべき症状>

主な症状	要注意のサイン
発熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い</li> <li>・発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい</li> </ul>
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。</li> <li>・発熱し、体に赤い発疹も出ている。</li> <li>・発熱し、意識がはっきりしていない。</li> </ul>
下痢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便に血が混じっている。</li> <li>・尿が少ない、口が渴いている。</li> </ul>
咳、咽頭痛・鼻水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱があり、たんのからんだ咳がひどい。</li> </ul>
発疹（皮膚の異常）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起りやすいところに多く見られる。非常に強いかゆみがある場合も、まったくかゆみを伴わない場合もある。</li> </ul>

### 3. 職員の健康管理

- ア 出勤・退勤時の検温
- イ 職員は年1回健康診断をうける。
- ウ インフルエンザワクチン等の予防接種をうける。
- エ 下痢や発熱、風邪症状をきたしたら申し出る。
- オ 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治までは適切な処置を講じる。

### 4. 感染症発生時の対応

#### (1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

- ア 職員が利用者の健康管理上、感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無について管理者に報告すること。
- イ 管理者は、職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに、医療処置に該当する時はその受診状況と診断名、検査、治療の内容等について地域保健所に報告するとともに、関係機関と連携をとること。

#### (2) 感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

- (ア) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- (イ) 保護者に連絡を行ない、必要に応じて感染した利用者の隔離などを行うこと。
- (ウ) 必要に応じて施設内の消毒を行うこと。

#### (3) 行政への報告

##### ア 市町村等の担当部局への報告

管理者は、次のような場合、迅速に市町村等の担当部局に報告するとともに、地域保健所にも対応を相談すること。

<報告する内容>

- ① 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- ② 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ③ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

##### イ 地域保健所への届出

医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所等への届出を行う必要がある。

## 5. その他

利用予定者の感染症について

当事業所は、一定の場合（飛沫感染・空気感染等）を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

（附則）

このマニュアルは、平成25年10月 1日から施行。

このマニュアルは、平成30年10月 1日に改訂。

このマニュアルは、令和2年6月 1日に改訂。